

事 務 連 絡
平成25年 6月 5日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 御中

厚生労働省健康局水道課

兵庫県宝塚市で発生した配水池施設への侵入事件について（情報提供）

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、平成25年5月30日に宝塚市水道事業において、表記の事件（詳細別紙）
が判明しました。

本事件につきましては、結果として水道水による健康への影響は生じていないとの報告を同
市から受けているところでありますが、国及び地方公共団体は、水源及び水道施設並びにこれ
らの周辺の清潔保持に努めなければなりません。

そのため、本事件のような事実につきまして、全国水道事業者等が情報を共有し、水道施設
の適切な維持管理と十分な防護対策を図ることで、水道に対する国民の信頼に応え、安全が確
保されている必要があります。

つきましては、本事件の発生状況に鑑み、特に各水道事業者においては、危機管理の対応と
して、これまでに水道課から発出している「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平
成15年12月15日付け健康局長通知）における対応及び「水道の危機管理対策指針策定調査報告
書」（平成19年2月）による危機管理マニュアル策定指針等につき、あらためて留意していただ
くとともに、水道施設の警備、情報収集体制の確立、職員教育及び被害発生抑制（監視カメ
ラの設置、自動水質監視機器の設置、浄水施設の覆蓋等）等の予防対策により、水道施設の防
護対策を徹底していただきますようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知を
お願いいたします。

(別紙)

配水池施設への侵入事件について

現時点において、把握していることは以下のとおりであるが、侵入者が不明であることなどから、引き続き調査をしていくこととする。

1 事件の概要

- 5月30日に水位計点検をするため、宝塚市の月見ガ丘配水池に出向いたところ、配水池内にボートが発見された。

2 事件発覚後の初動対応

- 発覚後すぐに緊急水質検査を行ったところ、異常は認められなかったが、念のためボートが発見された池を通水停止して洗浄作業を行い、もう1つの池から配水した。
- また、5月31日から宝塚市内の全配水池について緊急点検（貯水槽の外観、施錠状況フェンス破損等確認等）を実施したところ、大きな異常は見受けられなかった。なお、事件が発覚した5月30日以前を含め、6月4日現在で健康被害は発生していない。

3 従前の維持管理方法

- 配水池については、毎週1回、定期的に職員が敷地フェンス扉の施錠状況及びフェンス外観の点検（検査）を実施している。その内、原則月に1回は配水池上部の点検口の蓋の施錠状況を確認している。なお、点検で異常が認められた場合には、至急に修繕や交換を行なっている。
- また、第三者が侵入しないよう、①立ち入り禁止看板を設置し、②敷地廻りに高さ2mのフェンス（上部に有刺鉄線3段）を設置し、③フェンスに堅固な南京錠をするなどの対策を講じてきた。

4 事件が発生した要因

- フェンスが破られた形跡が発見されており、そこから侵入されたものと思われる。
- さらに、配水池上部の点検口の蓋の鍵が切断されており、ここから侵入者により配水池にボートが投げ込まれたものと思われる。

5 再発防止策

- 水槽点検口の点検回数を増やす。
- 施錠について、ステンレス製などのより堅固な鍵に交換し2重に付ける。
- 忍び返しを付けるなどのフェンスの改良
- 侵入者感知センサーの設置